

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第3回 総会議事録

期日 令和 4年 5月11日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第3回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年 5月11日（水）午後 3時58分

3. 閉会日時 令和 4年 5月11日（水）午後 4時23分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 佐々木 四樓 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君	

5. 欠席委員

12番 坂井田 進 君、17番 成田 健義 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第9号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第10号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (7) 議案第11号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- (8) 議案第12号 おいらせ町農業委員会の農地最適化推進委員の選任に関する規定の一部改正について

7. 会議録署名委員

15番 久保田 信一 君、16番 川口 勉 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳
農林水産課 主任主査 石川 隆一

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後3時58分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第3回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 17名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、12番 坂井田 進 委員、17番 成田 健義 委員は、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、16番 川口 勉 委員、15番 久保田 信一 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第5号について説明します。</p>

議 長	<p>議案書の 1 - 1 と 1 - 2 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第 5 号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第 5 号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第 6 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第 6 号について説明します。</p> <p>議案書の 2 ページと、添付資料 1 をご覧ください。</p> <p>照会は 1 件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>

議 長	<p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第6号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第7号について説明します。</p> <p>議案書の3-1、3-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案5件であり、権利の内容は賃借権の設定が2件、所有権の移転が3件です。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 鶉久保山75番11、地目は 畑、面積は 13,579平方メートルとなっております。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は ^{かや}萱^{まえ}の前30番外1筆、地目は 田、面積は 合計5,780平方メートルとなっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>資料4をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 瓢243番67 他1筆、地目は 田、面積は 合計18,562平方メートルとなっております。</p> <p>資料5をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 向山二丁目3番184、地目は 畑、面積は 3, 623平方メートルとなっております。</p> <p>資料6をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 一川目四丁目6番160、地目は 畑、面積は 9 09平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しない ため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この 申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ありませんか。…ないですか。</p>
------------	--

議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第7号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第7号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第8号について説明します。</p> <p>議案書の4ページと資料7、8をご覧ください。</p> <p>番号1番の譲渡人は[]、譲受人は[] []。</p> <p>土地の所在は、沼端390番1 外1筆、地目は田、面積は合計2,674平方メートルです。用途は太陽光発電設備敷地、転用の事由は太陽光発電設備用敷地として利用するとなっております。</p> <p>次に、番号2について説明します。</p> <p>議案書の4ページと資料9、10をご覧ください。</p> <p>番号2番の譲渡人は[]、譲受人は[]。</p> <p>土地の所在は、青葉二丁目50番2258、地目は畑、面積は1,</p>

<p>議 長</p> <p>4 番 (日ヶ久保委員)</p>	<p>177平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は長屋住宅を建築するとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、4月28日に現地調査を行っておりますので、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。4月28日に松林会長、玉川委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駮主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、太陽光発電設備を設置します。太陽光発電設備設置のため、汚水は発生しません。雨水は敷地内に自然浸透する計画です。土盛りはせず、周囲をフェンスで囲むため、隣接する周辺農地への影響は少ないと見込まれます。</p> <p>申請者代理人立会いのもと、概ね妥当と判断いたしました。</p> <p>番号2の申請地は、賃貸住宅2棟を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺農地との境界にはL型擁壁を設置するため、影響はないと考えられます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>
------------------------------------	--

議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局からの補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、市街化の区域に隣接する地域内にある10ヘクタール未満の農地と考え、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。申請地以外の土地も検討しましたが選定要件をすべて満たす土地がなく、また、条件を満たしても地権者との合意に至らず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>番号2の農地区分は、北部出張所からおおむね300m以内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、小学校や北部出張所が近くにあり、買い物も便利で交通アクセスも良い当該農地の申請に至ったものであります。第3種農地は、原則転用許可となります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

1 6 番 (川口委員)	議長。1 6 番 川口 勉です。 あのちょっと教えてください。今の説明の中の 2 番の一番最後のところ。「長谷住宅」とありますが、この「長谷住宅」というのは、これ表現正しい…漢字正しいといえればあれですが。
事務局 (尾駮主任主査)	はい、川口委員の質問にお答えします。 「長屋住宅」ってまあ一般的に何て言うか、何世帯も入るようなアパートみたいなイメージで考えてもらえればと思います。
1 6 番 (川口委員)	「ながや」というのはこの字（長谷）でいいんだか。
事務局 (尾駮主任主査)	すいません、差替えの資料を 3 枚もので皆さんの机に…最初に説明すれば良かったんですけど。そちらの方、修正していただきましたので、すみません、そちらの方をご覧いただければと思います。
1 6 番 (川口委員)	ああ、ありました。すみません。
事務局 (尾駮主任主査)	こちらこそ、すみませんでした。
議長	はい、あとその他、ありますか。

1 3 番 (袴田委員)	はい、議長。13番。 あの番号1番ですけども。1番の太陽光。これ、改良区をまだ抜けてないはずですけども、これでいいのか。別に反対するわけではないけども、地区除外はしてませんよ。
事務局 (尾畷主任主査)	はい、議長。袴田委員の質問に回答いたします。 田んぼであれば、改良区の方が関係あるということで行政書士の方に確認してきたところ、改良区の除外が手続き中ということでした。許可がおりるまでには除外完了予定です、ということで申請書の方を受けております。以上です。
1 3 番 (袴田委員)	へばあ、申請中ならそのように進めても良いものだと覚えておきます。ただ、理事会の方ではまだ決定していない。だから理事会を開かないうちから、ねえ。いや別に反対するわけじゃないよ。ここが別に町道からはいれるところだから、いいんだけども。ただ順序が大丈夫かなあと思って。ただそれ心配なの。
事務局 (尾畷主任主査)	はい、一応気にはなって、確認はしました。
議長	はい、よろしいですか。 その他は、何かありますか。えー、ないですか。 (質疑・意見なし)

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 8 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第 8 号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 9 号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本議案の中には、私が当事者となっている事案がございますので、議案第 9 号 番号 3 は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、退出します。不在の間、名古屋 会長職務代理者に議事進行をお願いいたします。</p> <p>(松林 勝智 会長 退席)</p>
議 長 (名古屋職務代理)	<p>それでは、まず、松林 勝智 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第 9 号 番号 3 について説明します。</p> <p>議案書の 5 - 2 ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和 4 年 5 月 6 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内容は、使用貸借権が 1 件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は 6 筆で、合計面積は 5, 8 9 5 平方</p>

<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することに…(ご異議ございませんか。)</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。松林勝智委員の入室を認めます。</p> <p>(松林 勝智 委員 入室)</p>
<p>議長 (名古屋職務代理)</p>	<p>松林 勝智 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。ここで、議事進行を松林 勝智 会長に引き継ぎます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第9号 残りの事案について説明します。議案書の5-1から、5-5ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権が2件、賃借権が10件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は32筆で、合計面積は87,766平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第10号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地</p>

	<p>利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。本議案の中には、川口 勉 委員が当事者となっている事案がございます。議案第10号 番号17は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、川口 勉 委員は退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（川口 勉 委員 退席）</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、まず、川口 勉 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>議案書の6-6 番号17をご覧ください。</p> <p>内容は賃借権の設定となっております。これにより集積される農地は1筆で、面積は1, 110平方メートル、設定期間は5年間となります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p style="text-align: center;">（質疑・意見なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。川口 勉 委員の入室を認めます。</p>
	<p>(川口 勉 委員 入室)</p>
議 長	<p>川口 勉 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第10号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の6-1から、6-7ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が16件、賃借権が3件となっております。これにより集積される農地は59筆で、合計面積は95,681平方メートル、設定期間は3年から10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ござ</p>

<p>議 長</p>	<p>いませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第11号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第11号について説明します。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、おいらせ町長から照会があったので意見を求めるものであります。</p> <p>変更の内容は農用地区域からの除外です。</p> <p>議案書の7ページと資料11をご覧ください。</p> <p>番号1の事業計画者は [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]、申請地の所在は 瀬野50番1 外3筆、地目は 田、面積は 合計5,520平方メートル、現在の土地の所有者は [REDACTED] 外2名、事業の目的は 小売業店舗の建築となっております。</p> <p>事業計画者は、本計画にあたり、国道45号に接しており、おいらせ町及び他市町村への交通の利便性がよく、小売業店舗として多くの集客が期待される当該農地を見つけました。非農地で条件に合う土地も探しましたがみつからず、やむなく当該地の申請に至ったものであります。</p>

	<p>続いて、番号2をご覧ください。</p> <p>番号2の地番は瀬野50番2 外2筆、地目は 田、面積は 合計721.78平方メートル、現在の土地の所有者は建設省となっており、すでに道路用地となっています。番号1の事業のため、今回除外申請を行います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第12号「おいらせ町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。事務局長。</p>

<p>(西館事務局長)</p>	<p>それでは、議案第12号について説明します。本議案は農地利用最適化推進委員を選任する手続等について、必要な事項を定める規定であり、今回の改正は、年号の見直しと押印の見直しを行うものであります。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第12号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第3回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>